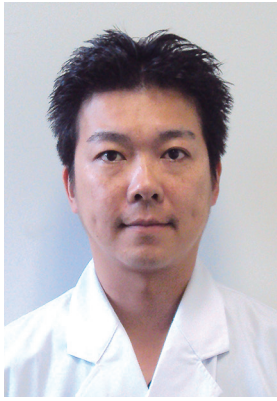

児童虐待の背景、その解決へ向けて

大阪歯科大学　歯科法医学室
講師　大草　亘孝（大54）

1：はじめに

「子どもに対して虐待を行う親は、子どもの頃に虐待を受けていた」ということは，よく言われる言葉です。被虐待児のすべてが、将来的に親になり虐待を行うわけではありませんが、そのような傾向があることは指摘されています。

我が国では、子どもの虐待相談件数が年々増加しています。1980年代までは虐待に対する問題は特殊な家庭だけの問題として採り上げられていたに過ぎません。

統計調査開始以来、相談件数は右肩上がりで上昇を続けており、平成２年は1,101件、平成11年には11,631件、平成27年には103,260件[1)]と歯止めがかからない状況です（**図１**）。

この数字はあくまでも相談対応件数であり、すべての子ども虐待を把握できていないのが現状です。最近では毎日のようにニュースで虐待事件が報道されており、大きな社会問題となっています。特に大阪府は政令指定都市の中でも児童虐待の件数が、残念ながら全国でワースト１という結果になっています（**図２**）。様々な要因が重なった結果、件数の増加につながっているものと思われます。この状況を打開するためには早期発見、早期対応が重要です。よって虐待件数を減少へ導くため、本稿は虐待への関わり方を親や子どもの要因等を踏まえて基本的な部分からお話したいと思います。

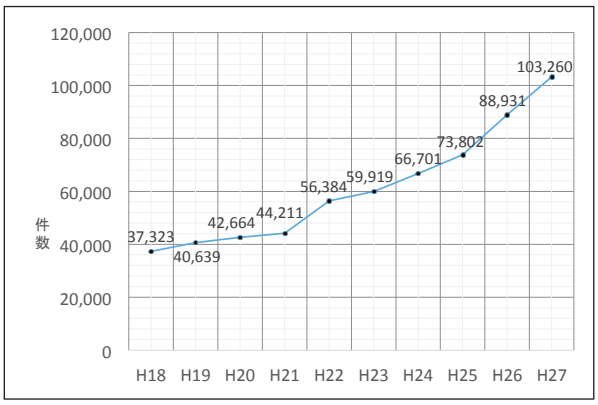

図１　児童虐待相談対応件数　文献1より引用・改変

	平成26年度	平成27年度	前年度増減数	対前年度増減割合
札幌市	1,159	1,480	321	128%
仙台市	565	649	84	115%
さいたま市	1,293	1,778	485	138%
横浜市	3,617	3,892	275	108%
川崎市	1,639	2,244	605	137%
名古屋市	1,969	2,362	393	120%
京都市	951	913	▲38	96%
大阪市	4,554	4,664	110	102%
神戸市	811	904	93	111%
広島市	1,165	1,192	27	102%
福岡市	547	563	16	103%

図２　人口100万人以上の政令指定都市での虐待数
文献1より引用・改変

2：子ども虐待の定義と種類

子どもが正常に成長・発育を遂げるために必要と考えられる生活環境を壊す行為はどのような場合においても「子ども虐待」に繋がります。虐待という行為は親の意図とは関わりなく、あくまで子どもの視点や子ども自身が苦痛と思っているかどうかといった観点から判断されるべきという視

点が必要です。

子ども虐待は2000年11月より施行されている「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」第二条で定義されています（**図３**）。種類としては次の４つに分類されます[2,3]。

第二条	この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。
一	児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
二	児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
三	児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
四	児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

図３　「児童虐待の防止等に関する法律」による児童虐待の定義

１）身体的虐待　Physical abuse

生命に危険を及ぼす身体的な暴行を加える行為

〇外傷では、打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭蓋内出血等の頭部外傷、内臓損傷、刺傷、タバコによる火傷等

〇命に関わる暴行では、首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、熱湯を浴びせる、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、冬に外へ置き去りにする、縄などで拘束する等

２）性的虐待　Sexual abuse

性交・性的暴行・強要等の行為

〇性器を触ったり触らせたりする、子どもと性行為をする、性的暴行、性的行為の強要および教唆

〇性器や性交、ポルノビデオを見せる

〇ポルノグラフィーの被写体に子どもを強要する

子どもは脅迫や脅されると恐怖感を抱き親による性的虐待の言いなりにならざるを得ない状況になってしまいます。被害にあう子どもは性的虐待の性質からして相談しにくいものであり、特に家庭内で起こっている場合は把握が極めて困難です。

３）ネグレクト　Neglect

子どもが健全に育つための必要なケアを拒否、保護の怠慢によって健康を損なう行為

〇部屋に閉じ込める、学校に行かせない、病気や怪我をしても病院へ連れて行かない、食べ物を与えない、不潔な環境の中で生活させる、衣服が不潔な状態で放置する等

〇親がパチンコ等に夢中になっている間に乳幼児を車内に放置し、熱中症で死亡させたり、誘拐、乳幼児を家に置き去りにして火災で焼死する事件等もネグレクトに当たる

乳幼児は一人で生活できるわけではなく、すべてに対して依存して生きています。よって親からのネグレクトの場合は死に至ることもあり得ます。

４）心理的虐待　Psychological abuse

暴言や差別など子どもの心理面に外傷を与える行為

〇言葉による脅し・脅迫

〇子どもを無視、拒否的な態度をとる

〇子どもの心を傷つけるような言葉を言う

〇子どもの自尊心を傷つける言動など

〇兄弟間差別をする

３：虐待を行う理由

子どもを虐待してしまう事は誰にでも可能性として潜んでいますが、あらゆる面から考えてみると親の要因、子どもの要因、家族間の要因が抽出されます[4]。虐待には様々な問題が複雑に絡む背景があることがわかります（**図４**）。これらは虐待にいたるおそれのあるリスク要因ですが、このような要因を持つ人がすべて実際の被害者、加害者になるわけではありません。しかし、人間関係や親自身に課題があり、また子ども自身に育てにくい要因がある場合には、そうした要因を持たない人よりも問題を放置したり、心理的に追いつめ

られた状態になりやすいと考えられます。要因が重なる状況にある場合、より深刻な心理状態になり、「叩いてはいけない」と思っていながらも叩いてしまい、いつしかエスカレートして暴力に変わっていたり、子どもが泣き叫んでいても、すぐに応えてあげる力が湧かなくなってしまうようなことも起こります。

子ども虐待の多くは親の心が追い詰められた末にでる行動です。親自身が心に余裕がなくなっていることに気づき、児童虐待の防止等に関する法律に記載されている通報先である児童相談所や福祉事務所に相談することができればリスク要因の解決への道筋が開け、安心して子育てをするサポート体制が整うのです。

出だした頃は「虐待＝ＤＶ」と紹介されていましたが、これは間違いであり、ＤＶの現場を子どもが目撃することによって心理的にダメージを負うことがあるので虐待の一部となり得ると捉えたほうが良いかと思います[5)]。

児童虐待では2000年に「児童虐待の防止等に関する法律」、ＤＶでは2001年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が公布されております。虐待、ＤＶのどちらにおいても早期発見・防止は欠かせないものとなっていますが、通報の義務、通報先、守秘義務という項目で相違点があります（**図5**）。

この相違点から浮かび上がるものとして子どもと大人で意思表示の仕方が変わってくるということです。子どもの場合、意思表示がうまく出来ないことや、大人を恐れて話が出来ないこともあると考えられます。大人いわゆる成人者についてはたとえＤＶ被害にあったとしても明確に意思表示が出来るという点が違ってきます。よって通報の義務においても虐待では「疑い」の段階であっても通報する義務が生じるのです。

児童虐待もＤＶ被害も弱者であることには変わらないのでどんな些細な徴候でも見落とさずに通報するべきであると考えます。

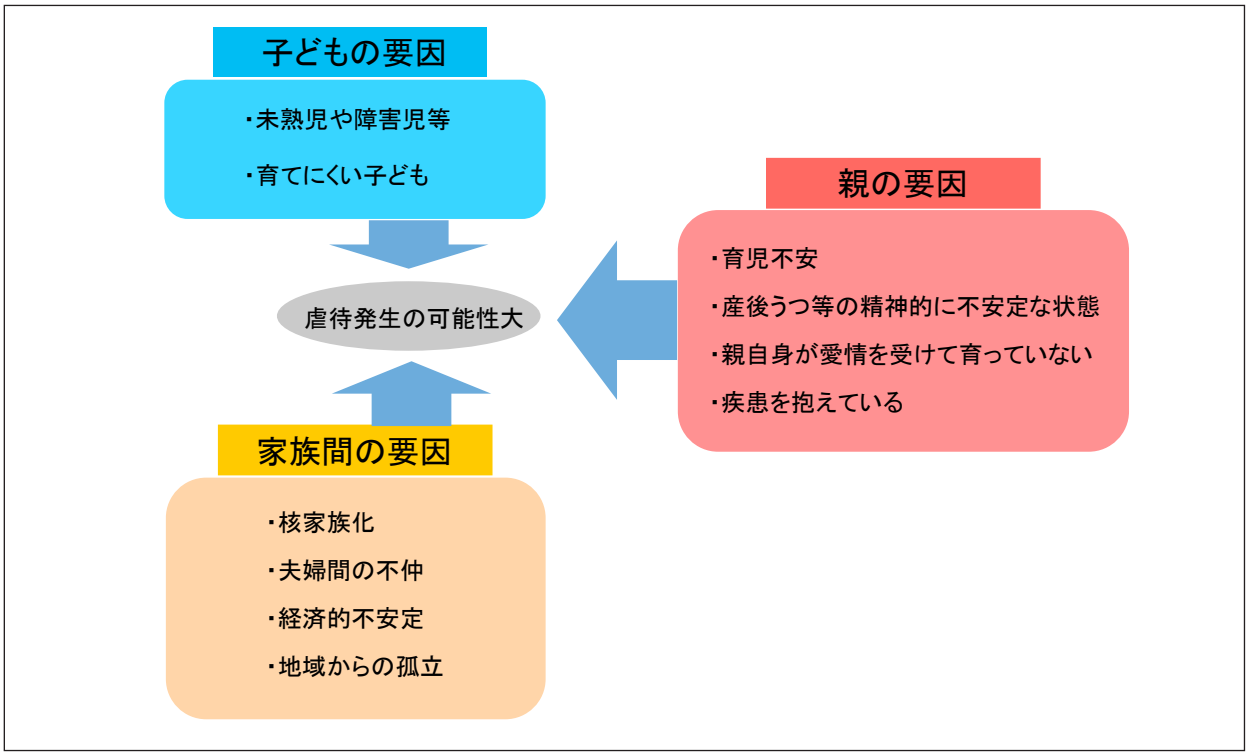

図４　子ども虐待となる要因の相関図

４：虐待とドメスティックバイオレンス（DV）の違い

夫婦間の不仲によりＤＶに至り、虐待へと繋がるケースもあり、親子関係等の家族全体に波及し、家族が崩壊することもあります。そこで虐待とＤＶの関係性を少し取り上げたいと思います。まず、虐待とＤＶは同じ扱いとして思われている先生方も多いのではないでしょうか。虐待という言葉が

	児童虐待	DV
通報義務	「疑い」、「恐れ」でも通報が義務	通報するという努力事項
通報先	福祉事務所や児童相談所	配偶者暴力相談支援センター 警察
守秘義務	問われない	被害者の同意を得なければ違反となる

図５　虐待とDVの相違点　文献5より引用・改変

５：虐待の世代伝播

30年程前に紹介された「アダルト・チルドレン」という言葉がありますが、この言葉はアメリカのアダルト・チルドレン・オブ・アルコホリック（アルコール依存症の親を持ち、そして育てられ大人になった人）から来たもの[6]で時代とともに、ネガティブな親の影響を受けている人全体を指す言葉になりました。今では「子どもにとって安心、安全な家庭として機能しない家庭」＝「機能不全家族」で育った人々を含む言葉になり、つまり機能不全家族で育ち、自分や周囲になんらかの問題を引き起こし、生きづらさを抱えている人達のことを言います。そういう意味では、年齢的な大人である必要も、年齢の上限も特にありません。また、現在「子ども」という意味や、「大人になりきれていない子どもっぽい大人」という意味でもありません。このように親の悪影響を引きずって、現在つらい思いをされている人々をアダルトチルドレン（ＡＣ）と言うのです[7]。

ＡＣが関連する「機能不全家族」[8]には、怒りが爆発する家族、愛のない家族、身体的・心理的・性的虐待のある家族、兄弟間差別をする家族、批判をする家族、過度な期待により何をしても達成できない家族、学歴等を重視する家族、他人を意識する表面だけ良い家族、両親の仲が悪い家族、嫁姑の仲が悪い家族などが挙げられます[9]。これらは家族としての意味を成しえていないと捉えることができます。このような家庭で育ち、自らが親となった時に幼少期に受けた虐待的態度を受け継ぐ行動特性を示すことが多くなります。両親の不仲や家族の歪みといった昔の記憶が、大人になってからも心に影響して生きづらさを作り出してしまいます。そして、不思議と次の世代に連鎖することがあります。虐待等を含めた負の連鎖を断ち切るためにはこれまでどのように思考、感情、行動をとってきたかを考えることが大事です[9]。具体的には

①子どもの気持ちを聞き、表現させること
②子どもの情緒的欲求を優先させること
③過度の期待をしないこと
④できる事とできない事を設定すること

などが有意義です。

次の世代に伝播しないよう努めるためにも、社会全体の問題として捉えなければならないでしょう。

６：子ども虐待と医療

①子ども虐待と歯科

歯科領域でも頭頸部外傷の虐待とは関連があります。歯科医師は子どもの全身を診ることはほとんどありませんが、口腔の専門家ですので歯科所見により虐待の早期発見に至る場合があります。特に身体的虐待とネグレクトに関しては発見されることが多いのです（**図6**）。

歯科所見が虐待発見に役立つのは、歯は自然に治癒しないため必ず治療が必要であり、治療を行うと痕跡が残るからです。この治療痕によって口腔内検査時に治療内容によってどの程度の重症度であったかの推察が出来るわけです。ただ、口腔内だけではなく頸部や手足の露出する部分にも注目してもらいたいと思います。頸部や手足に索痕や束縛痕、新旧混在する皮下出血等が見られる場合には虐待を示唆するものとなりますので注意が必要です。

また、ネグレクトの場合には低体重、発達遅滞等が伴うこともありますので問診等で親子の関わり方をしっかりと観察することも重要です。

頭部・顔面の損傷	頭部：頭蓋損傷、外傷性脱毛、耳介部の挫傷 顔面：網膜出血、ブラックアイ、鼻骨骨折、咬傷
口腔の損傷	
口腔軟組織の損傷	口唇腫脹、挫傷、裂傷、口角部の挫傷(猿轡痕等)
口腔内部の損傷	小帯の裂傷、口蓋粘膜、頬粘膜の挫傷
歯と歯周組織の損傷	
歯の硬組織、歯髄の外傷	正当な説明のない歯冠破折、歯根破折
歯周組織の外傷	動揺歯、脱臼歯、変色歯
骨の損傷等	顎骨骨折、陳旧性骨折(不適切な治療)、陳旧性骨折による不正咬合、外傷性顎関節炎、外傷後の開口障害等
齲蝕、感染症	未処置の多発性齲蝕 未処置の感染症(顎骨炎、蜂窩織炎、上顎洞炎)

図6　虐待と歯科所見　文献2より引用・改変

②虐待で亡くなった子どもからの学び

不幸にも虐待によって子どもが亡くなってしまった場合は法医学者により行われる司法解剖で死因や受傷機序を明らかにしていきます。司法解剖により機序を明らかにすることによって虐待そのものを示唆するものではなくても、虐待を受けていた子どもに高頻度に生じる症状を示唆する頭部外傷や網膜出血に関する報告[10-12]や、加害者として身体的暴行のケースでは継父や実母の彼氏等の割合が実夫と同様に高いこと、ネグレクトのケースでは実母の割合がかなり高いこと、被害者の身体障害や加害者の精神障害を背景因子とする事例が比較的少ないこと等が報告されております[13]。これらの報告を元に法医学者や法歯学者は対処方法を構築し伝える義務があります。そして所属機関だけではなく地域での虐待防止活動に積極的に参加し、解剖鑑定だけでなく生きた子どもに対しても自らの持つ鑑定能力を活かし、社会における虐待事例の早期発見、防止に貢献していかなければならない立場にあるわけです。

7：今後の展望、虐待防止へ向けて

歯科医師にとって子ども虐待は今では避けることの出来ない事象となってきております。口腔内の状況により身体的虐待やネグレクトは初期の段階で発見できる可能性がありますので、初期に発見することは虐待の重症化を未然に防ぐことにも繋がります。そのためには歯科医師として社会に貢献し、同時に一人の大人として子どもの成長を見守らなければなりませんし、医療機関へ受診するまでの親や子どもの動向には様々な要因が含まれていることも念頭に置きながらの対処も必要となります。子どもが社会で健康に生きるためには大人が責任を持って守っていくべきであると考えます。子どもに愛情をもって接することで子どもの心は大きく、優しくなり、生きる意味を感じることができるようになります。そして将来自らが親になったとき、愛情の伝播が必ずできると著者は信じております。

稿を終えるにあたり、大阪歯科大学同窓会報に発表の機会を与えてくださいました関係の先生方に深く感謝申し上げます。

参考文献

1） 厚生労働省．平成27年度児童虐待対応件数．2016.
2） 奥山眞紀子，近藤太郎，髙野直久，田村陽子編．医療従事者のための子ども虐待防止サポートブック　医療現場からの発信，クインテッセンス出版．2010.
3） 岩下美代子，岩本愛子．日本における「子ども虐待」の変遷（第1報）．鹿児島純心女子短期大学紀要，2008；38：31-55.
4） 二平 美咲子．乳児虐待患者の事例を通して　虐待の要因とケアについての1考察．日本精神科看護学術集会誌，2013；56(1)：462-463.
5） 花岡洋一．歯科医師のための虐待総論．歯界展望，2005；106(1)：132-133.
6） Janet G.Woititz. Adult Children of Alcoholics. Cengage Gale, 1991.
7） 竹村道夫．アダルト・チルドレン．臨床精神医学，1995；24(4): 484-485.
8） Ben-Noun L. Mental disorders in severely dysfunctional and in well-functioning families. 1989; 116(9) :457-60.
9） 森下典子，山田重行，福島富士子．虐待的な育児の世代伝播とアダルト・チルドレン．母性衛生，2000；41(1)：69-75.
10） 大草亘孝，西尾斉，御木容，吉國聖乃，門田永治，巽 信二．法医学における網膜出血、眼窩内出血の頻度、発生機序、及び、その意義について．近畿大学医学雑誌，2013；38(1-2)：29-35.
11） Gilliland MG, Levin AV, Enzenauer RW, Smith C, Parsons MA, Rorke-Adams LB, Lauridson JR, La Roche GR, Christmann LM, Mian M, Jentzen J, Simons KB, Morad Y, Alexander R, Jenny C, Wygnanski-Jaffe T. Guidelines for postmortem protocol for ocular investigation of sudden unexplained infant death and suspected physical child abuse. Am J Forensic Med Pathol, 2007; 28 (4) :323-9.
12） Wygnanski-Jaffe T, Morad Y, Levin AV. Pathology of retinal hemorrhage in abusive head trauma. Forensic Sci Med Pathol, 2009; 5(4) :291-7.
13） 日本法医学会課題調査報告．「被虐待児の法医解剖剖検例に関する調査」．日本法医学雑誌，2008；62(2)：222-228.